

東浦町防犯カメラ設置費補助金交付事業

【目的】

安全で安心なまちづくりを推進し、犯罪の防止のため、地区自治会等が新たに設置する防犯カメラ設置費用の一部を補助します。

【事業概要】

交付対象者 : 地区自治会及びコミュニティ推進協議会

ただし、交付申請は同一年度内に同一の地区自治会等で1回に限る。

補助対象経費 : 防犯カメラ、防犯カメラの設置を明示する表示板及びこれらの附属品の購入並びに設置に係る費用。

ただし、防犯カメラの設置に係る地代、占用料、使用料やこの補助金の交付を受けて設置をした防犯カメラ等の更新費用は補助対象外。

補助金の額 : 補助対象経費の2分の1以内の額で上限50万円

事業期間 : 平成30年4月1日から5年間

